第二号イの表株式会社ニフコの項中「神奈川県横浜市戸塚区舞岡町百八十四番地一」を「神奈川県横須賀市光の丘五番三号」に改め、同号ロの表株式会社上山化成の項中「株式会社上山化成」を「株式会社キラメイク」に、株式会社マルタツの項中「茨城県稲敷市下太田四千四百十番地」を「茨城県龍ケ崎市白羽四丁目五番地八」に、合資会社鶴田鉄工所の項中「合資会社鶴田鉄工所」を「株式会社ツルタテクノス」に、株式会社モリンホールディングスの項中「香川県善通寺市与北町九百七十七番地三」を「香川県善通寺市生野町千六十一番地」に、泉工業株式会社の項中「山梨県北杜市長坂町大八田千四百二十番地一」を「山梨県中央市浅利二千五十番地二十二」に改める。

○法務省告示第百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表新垣修の項中「沖縄県浦添市仲間二―三十一―二サンシティーハイム三百一」を「沖縄県糸満市字真壁二百六十六番地」に改める。

○法務省告示第百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表サンカプセル株式会社の項中「サンカプセル株式会社」を「三生医薬株式会社」に「静岡県静岡市清水区入江三丁目十番二十一号」を「静岡県富士市厚原千四百六十八」に、株式会社エースデザインの項中「京都府京都市山科区西野楳本町百三十二番地一」を「京都府京都市山科区竹鼻堂ノ前町四十六番地一」に、株式会社くらコーポレーションの項中「大阪府堺市中区深阪千三十五番地二」を「大阪府堺市中区深阪一丁二番二号」に改める。

○法務省告示第百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社亀井製作所の項中「愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田六百四十六番地」を「岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字伊原田七百五十二番地一」に、株式会社サンプランの項中「東京都江戸川区谷河内二丁目五番十二号」を「東京都江戸川区東小岩三丁目六番十三号」に改める。

○法務省告示第百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社アツミテックの項中「静岡県浜松市西区雄踏町字布見七千百十一番地」を「静岡県浜松市中区高丘西四丁目六番一号」に、ファナックマグトロニクス株式会社の項中「ファナックマグトロニクス株式会社」を「株式会社マグトロニクス」に、明電環境サービス株式会社の項中「明電環境サービス株式会社」を「明電ファシリティサービス株式会社」に「東京都品川区大崎二丁目五番十五号」を「東京都品川区大崎二丁目八番一号」に、名古屋トーヨーサツシ株式会社の項中「名古屋トーヨーサツシ株式会社」を「株式会社セレックス」に改め、同号ハの表有限会社室田工業所の項中「群馬県館林市本町一丁目四番十七号」を「群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀三千七百八十七番地三」に、坂口工業株式会社の項中「千葉県市原市姉崎七百十一番地」を「千葉県市原市上高根千六百三番地一」に、南武建設株式会社の項中「南武建設株式会社」を「株式会社相模の項中「東京都江戸川区上一色一丁目二番十七号」を「東京都江戸川区松本一丁目二十四番十五号」に、有限会社日新工業所の項中「有限会社日新工業所」を「株式会社日新工業所」に、株式会社アイパックスの項中「愛知県名古屋市緑区旭出二丁目千三百五番地の二」を「愛知県海部郡飛島村木場一丁目八十二番地」に、勝代工業株式会社の項中「大阪府大東市寺川四丁目三番三十号」を「大阪府寝屋川市木田元宮一丁目二十八番一号」に、大阪豆陽金属工業株式会社の項中「兵庫県伊丹市中央六丁目三番六号」を「兵庫県川西市平野一丁目五番八号」に、吉南産業株式会社の項中「吉南産業株式会社」を「吉南株式会社」に、株式会社伸建設工業の項中「佐賀県伊万里市新天町字向新田二百十一番地一」を「佐賀県伊万里市新天町二百十一番地一」に、有限会社永塚建設の項中「有限会社永塚建設」を「株式会社永塚建設」に「千葉県富津市上千四百十一番地二」を「千葉県富津市上千四百十一番地二」に、関東インシュレーション株式会社の項中「茨城県結城市矢畑六百八十二番地」を「茨城県結城市新矢畑二番地八」に、株式会社鋼板加工の項中「群馬県太田市東新町六百十七番地二」を「群馬県伊勢崎市八寸町四千九百八十九番地」に、有限会社住田工務店の項中「有限会社住田工務店」を「株式会社住田工務店」に、有限会社マルテツの項中「宮城県加美郡加美町字新木伏七十七番地二」を「宮城県加美郡色麻町大字上新町百四十六番地八」に、株式会社エス・ヒス・プロの項中「埼玉県入間郡三芳町大字上富字下饒千八十七番一」を「埼玉県所沢市大字下安松二百八十六番地の四十三」に、有限会社真壁工務店の項中「福島県郡山市富久山町福原字西原七十番地一」を「福島県郡山市日和田町字背戸三十七番地の二」に、山藤総業株式会社の項中「宮城県仙台市若林区若林三丁目十五番四号」を「宮城県名取市下増田字北原東三百七十番地」に、株式会社ＤＡＯ，ＣＣの項中「神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目三十三番三号メランジェ・パオ百二」を「神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目三十三番一号エトワール・タナカ一Ｆ」に、有限会社アズ・カスタム岡本の項中「有限会社アド・カスタム岡本」を「株式会社アド・カスタム岡本」に、株式会社ツカサの項中「東京都板橋区高島平五丁目五十番九号」を「埼玉県戸田市早瀬一丁目五番二十七号」に、新日本商事株式会社の項中「宮城県遠田郡美里町北浦字天神南三十六番地」を「宮城県遠田郡美里町北浦字天神南三十五番地一」に、杉山工業株式会社の項中「茨城県筑西市西谷貝三百五十四番地七」を「茨城県筑西市桑山二千五百九十一番地一」に、株式会社道工の項中「北海道札幌市北区あいの里四条六丁目六番十七号」を「北海道札幌市北区篠路町拓北六番千六十八」に、スカイグリーンマテリアル株式会社の項中「茨城県水戸市吉沢町四十五番地の三十七」を「東京都江東区平野二―十四―十コーポ石塚一階」に、三興工業株式会社の項中「東京都大田区矢口二丁目二十二番十三号」を「東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番地三」に改める。

○法務省告示第百七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

住所　名古屋市港区川間町３丁目91番地
金炳雄　昭和24年９月14日生
孔道子　昭和25年４月６日生
金由佳梨　昭和53年９月１日生
金雍司　昭和55年10月９日生

住所　大阪府門真市石原町９番19号
ラウル・イバニエズ・エスピナ　昭和51年10月17日生
ケニス・ルイズ・ウルバノ・エスピナ　平成15年３月17日生
ケント・ジェイムス・ウルバノ・エスピナ　平成19年12月28日生

住所　埼玉県桶川市若宮１丁目８番25―502号
欅文貴　昭和55年10月27日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1490番地５
カマル・ザファル　昭和49年１月１日生

住所　福岡県飯塚市鹿毛馬809番地１
タナカ・ポリス　平成10年３月15日生

住所　福岡市東区御島崎２丁目20番26―1007号
タナカ・ライサ　平成19年５月２日生

住所　東京都豊島区駒込３丁目23番14―403号
蔡文賓　昭和53年10月24日生

住所　大阪市中央区上本町西１丁目１番５号
康浩　昭和28年４月16日生

宋利子　昭和32年９月15日生
康智絵　昭和61年５月31日生

住所　京都市伏見区久我東町222番地５
朴美奈子　昭和58年９月27日生
朴慶幸　昭和62年４月７日生

住所　群馬県太田市西矢島町371番地３
フィリペ・ケンジ・タマシロ　平成９年１月５日生
住所　東京都墨田区立花１丁目４番19―604号
林麗月　昭和40年９月１日生

住所　横浜市磯子区丸山１丁目７番３―２号
李福川　昭和58年３月１日生
代冥林　平成22年１月８日生